

令和８年度第１回愛媛県アレルギー疾患医療連絡協議会

次 第

日時 令和８年７月１３日（月） １９：００～

場所 愛媛県庁第二別館 １０階 １００８ 会議室

方法 オンライン WEB 会議（「ZOOM」を使用）

１ 開会

２ 課長あいさつ

３ 委員紹介

４ 議事

（１）愛媛県のアレルギー疾患対策の状況・・・・・・・・・・・・・資料 １

（２）愛媛県アレルギー疾患医療拠点病院の取組み・・・・・・・・・・・・・資料 ２

（３）愛媛県小児科医会の取組みと連携・・・・・・・・・・・・・資料 ３

（４）愛媛県教育委員会保健体育課の取組み・・・・・・・・・・・・・資料 ４

５ 情報提供

６ 閉会

令和8年度第1回愛媛県アレルギー疾患医療連絡協議会議事録

【日時】令和8年7月13日（月）19:00～20:00

【場所】オンラインWEB会議（「Zoom」を使用）

【出席者】○委員 くす小児科 久寿会長

愛媛大学大学院医学系研究科 日浅副会長

愛媛県教育委員会管理部保健体育課 高岡委員

松山赤十字病院 兼松委員

愛媛生協病院 立川委員

公益社団法人 愛媛県栄養士会 山本氏（永井委員代理）

愛媛県立中央病院 中西委員

一般社団法人 愛媛助産師会 原田委員

○事務局 健康増進課 富岡課長、石丸主幹

（難病対策係）真木係長、山下主事、武井技師

【議事内容】

○議事1 愛媛県アレルギー疾患対策の状況

事務局より資料1に基づいて説明。

- ・喘息死減少、新規患者減少を目指す地域医療体制の整備が目的
- ・愛媛大学医学部附属病院を拠点病院に指定し、多職種連携による医療提供体制を推進
- ・愛媛県内のアレルギー専門医は31名、松山圏域が20名と最多。宇和島圏域、耳鼻咽喉科領域で新たな専門医が誕生

○議事2 愛媛県アレルギー疾患医療拠点病院の取組み

日浅副会長より資料2に基づいて説明。

- ・令和7年度の委託事業内容：ホームページ更新、県民公開講座（3月7日開催）、小児吸入療法研究会支援、人材育成のハンズオンセミナー等を実施
- ・令和8年度の主な予定：7～8月の小児吸入療法研究会イベント、9月13日にアトピー性皮膚炎をテーマとしたハンズオンセミナー開催予定
- ・令和8年度の県民公開講座については、2月13日或いは3月13日にいよてつ高島屋9階ローズホールで開催予定

【質疑応答、意見交換】

- ・小児吸入療法研究会の活動状況について、2025年9月19日にWeb研修会を開催し、87名が参加。今年度の研修会は9月4日に開催予定。吸入インストラクター養成講習会・認定試験は東予・中予で実施予定。吸入インストラクターを指導する吸入トレーナー養成講習会の開催を検討中

○議事 3 愛媛県小児科医会の取組みと連携

久寿会長より資料 3 に基づいて説明。

- ・喘息治療には、小児科医、内科医、薬剤師等の連携が重要
- ・移行期医療の円滑化に向けた協力が必要
- ・学校生活管理指導表の改定作業に愛媛県教育委員会、松山市教育委員会、そして小児科医会が連携
- ・食物の誤食リスクは校外学習や友人からのお菓子など多方面に存在し、引き続き学校生活管理指導表の提出と定期受診の継続が必要
- ・新たにアドレナリン注射（エピペン）と同等効果の点鼻エピネフリン剤（ネフイー）が利用可能
- ・愛媛県食物アレルギー児の生活管理指導表は、2006 年から保育園・幼稚園で開始、現在は学校生活管理指導表の実情に応じた改定を進めている
- ・成人食物アレルギー患者の診療継続に小児科医の役割を重視し、今後も愛媛大学等と連携したい

○議事 4 愛媛県教育委員会保健体育課の取組み

高岡委員より資料 4 に基づいて説明。

- ・県内の養護教諭・栄養教諭向けの研修会を毎年実施
- ・市町教育委員会主催の研修にも参加し、伊予市、西条市教育委員会からの依頼により緊急時対応や事故防止の指導を実施
- ・昨年度、学校給食におけるアレルギー事故防止のため注意徹底通知を発出。事例と対応策提示、定期的な研修やマニュアル改訂を要請
- ・令和 8 年度は「学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネフイー®）の投与について」の通知を発出
- ・アレルギーに関する定期アンケートを学校・給食センター・市町教育委員会を対象に実施中。結果は 7 月中旬に集計し関係者に共有予定
- ・愛媛県版学校生活管理指導表を日本学校保健会の標準様式をベースに、県小児科医会等と連携し、県の実態に合わせ改訂作成中。令和 8 年度に告示し来年度から使用開始予定。小児科医会ホームページからダウンロード可能予定

【質疑応答・意見交換】

- ・点鼻薬ネフイーの導入状況や啓発の進捗について質問
⇒6 月に松山市学校医会で紹介済み。学校生活管理指導表の改定時に、エピペンと併せて広報・普及を進める計画。医師側での啓発活動をこれから加速予定
- ・ネフイーの使用量や意識消失時の吸入可能性について質問
⇒通常ネフイー点鼻液 1 mg は（エピペン 0.15 mg 筋肉注射と同様）体重 15～30 kg 未満に、ネフイー点鼻液 2 mg は（エピペン 0.3 mg 筋肉注射と同様）体重 30 kg 以上に使用する
意識消失時でも循環があれば点鼻可能と考えている

- ・学校生活管理指導表の媒体について質問
⇒現状は紙ベース運用。将来的な電子化を提案
- ・点鼻薬ネフィーの情報は今回初めて聞いたが、今後の研修や市民公開講座での情報提供に活用予定
- ・母子保健における食物アレルギー相談が多く、特にスキンケアの重要性とアトピー性皮膚炎の減少（令和5年統計）の理由に関心
⇒適切なステロイド治療の普及とスキンケアへの理解向上がアトピー性皮膚炎減少の要因と考えられる。アトピー性皮膚炎の減少は食物アレルギーの発症予防にも関係しており、拠点病院と連携し推進予定

○情報提供「化学物質過敏症について」

(1) 啓発ポスターの周知

令和8年5月29日付で厚生労働省から「香りへの配慮に関する啓発ポスターの再周知について」依頼があった。関係省庁としてこども家庭庁と国土交通省が追加され、7省庁連名で作成されている。当課では、アレルギー疾患に類似する疾患として化学物質過敏症に関する周知啓発に努めている。

(2) 現場からの報告

教育現場：保護者から柔軟剤等の香りに関する生徒への配慮について依頼があり、関係者で協議して対応を行った事例あり。

医療機関：化学物質過敏症の診療経験は限定的である。

患者は成人女性に多い傾向がある。診断の困難さとして、複数の医療機関で診断書が得られないケースが報告されている。現在、四国では診療を行っている医療機関があり、患者の受診機会が広がっている。

(3) 今後の対応

香りへの過敏症状について周知することが重要である。今後も関係機関から情報提供があれば、協議会で共有する予定である。

議事 1 「愛媛県アレルギー疾患対策の状況」



令和8年7月13日
愛媛県アレルギー疾患医療連絡協議会事務局

内 容

- ①愛媛県のアレルギー疾患対策事業
- ②愛媛県のアレルギー疾患の状況

愛媛県のアレルギー疾患対策事業

■ 目的（国のリウマチ・アレルギー特別対策事業）

地域における喘息死を減少させること並びにリウマチ及びアレルギー系疾患の新規患者数を減少させること

■ 事業の内容

（１）アレルギー疾患医療連絡協議会の開催

アレルギー疾患の診療連携体制の在り方検討や情報提供

人材育成などの施策を企画立案し、アレルギー疾患対策全般の施策を検討

（２）アレルギー疾患医療拠点病院委託事業（R4.4.1～愛媛大学医学部附属病院に委託）

アレルギー疾患を有する者が、居住する地域に関わらず等しくそのアレルギーの状態に応じて適切な医療を受けることができるようにするための体制を整備

①人材育成事業

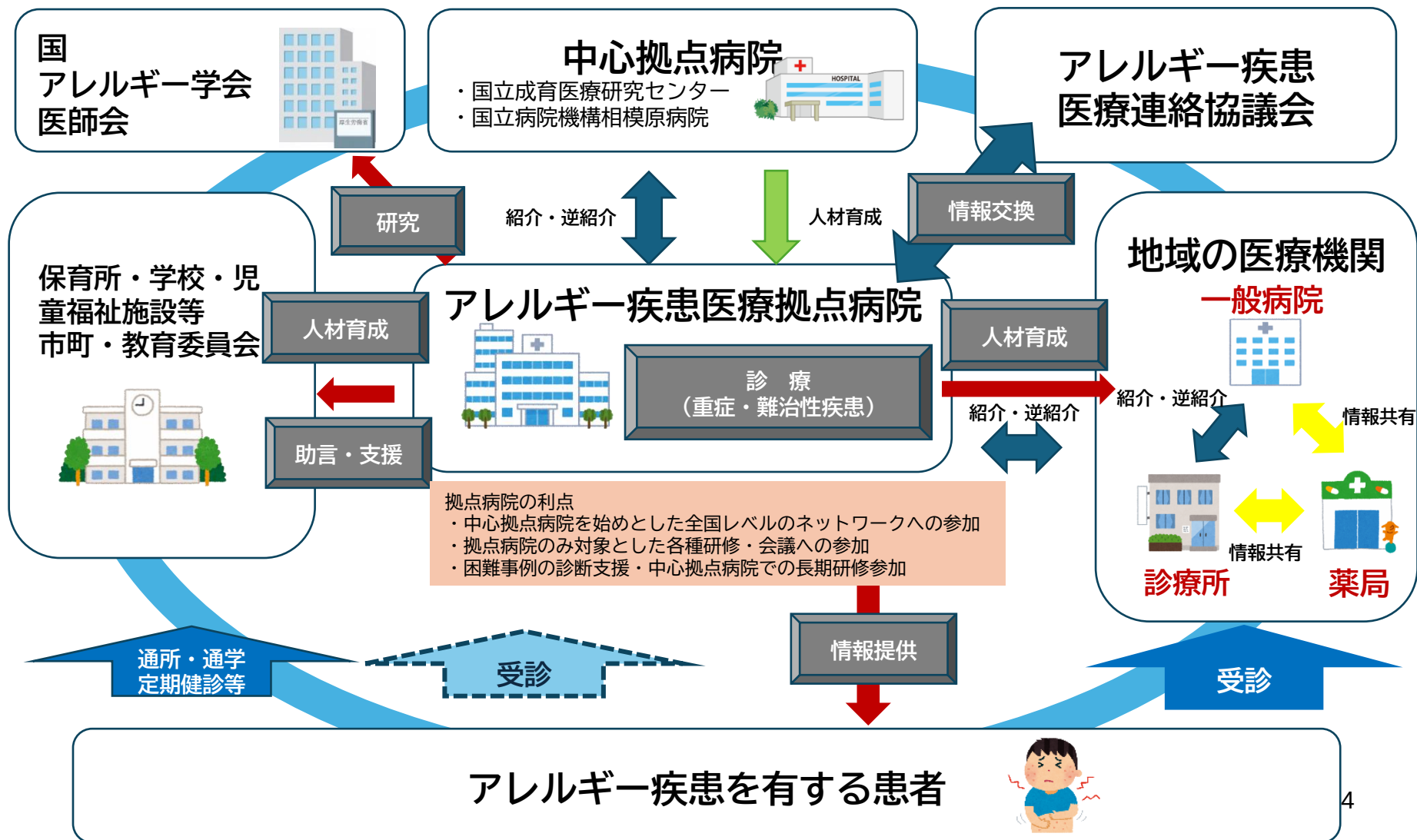
②アレルギー疾患対策を行う関係団体への支援事業

③その他、公開講座の開催等のアレルギー疾患に関する普及・啓発事業

（３）アレルギー疾患に関する相談体制整備

アレルギー疾患に関する相談窓口で対応する専門職間での情報交換や研修の機会を確保し、地域における相談体制を整備

アレルギー疾患医療提供体制図



愛媛県アレルギー疾患対策事業の取組み

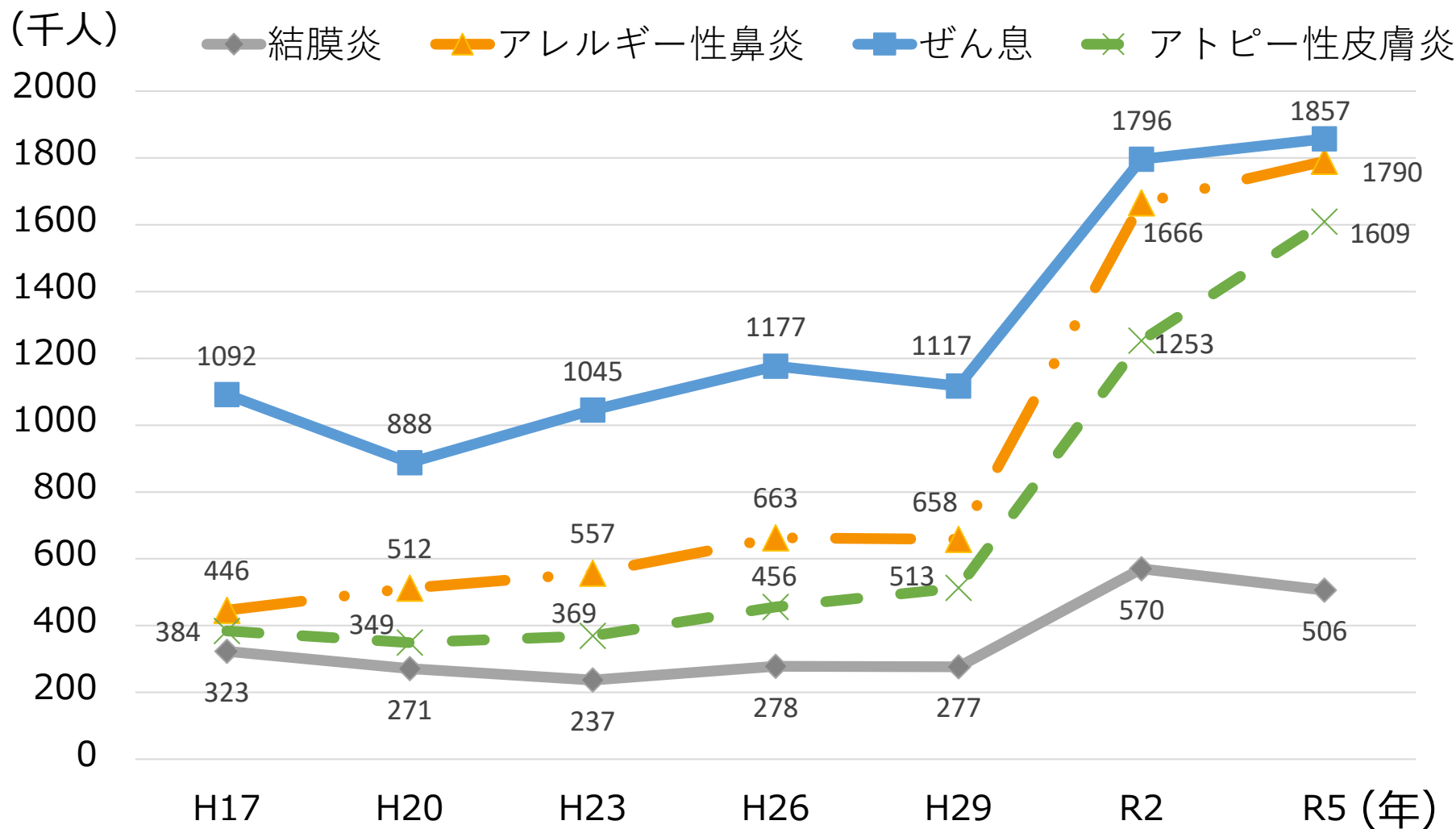
(1) アレルギー疾患医療連絡協議会の開催

令和5年度	開催日：令和5年7月6日 協議内容 （1）愛媛県のアレルギー疾患対策事業について （2）国のアレルギー疾患対策の現状について （3）災害対策を目的とした乳アレルギー用ミルクのアンケート調査について その他：専門医、教育委員会、栄養士会の関係職員3名を新たに委員委嘱
令和6年度	開催日：令和6年7月8日 協議内容 （1）愛媛県のアレルギー疾患対策の取組みについて （2）愛媛県アレルギー疾患医療拠点病院の取組みについて （3）愛媛県小児科医会の取組みについて
令和7年度	開催日：令和7年7月8日 協議内容 （1）愛媛県のアレルギー疾患対策の取組みについて （2）愛媛県アレルギー疾患医療拠点病院の取組みについて （3）愛媛県小児科医会の取組みについて （4）愛媛県教育委員会保健体育課の取組みについて

内 容

- ①愛媛県のアレルギー疾患対策事業
- ②愛媛県のアレルギー疾患の状況

全国アレルギー疾患総患者数の年次推移

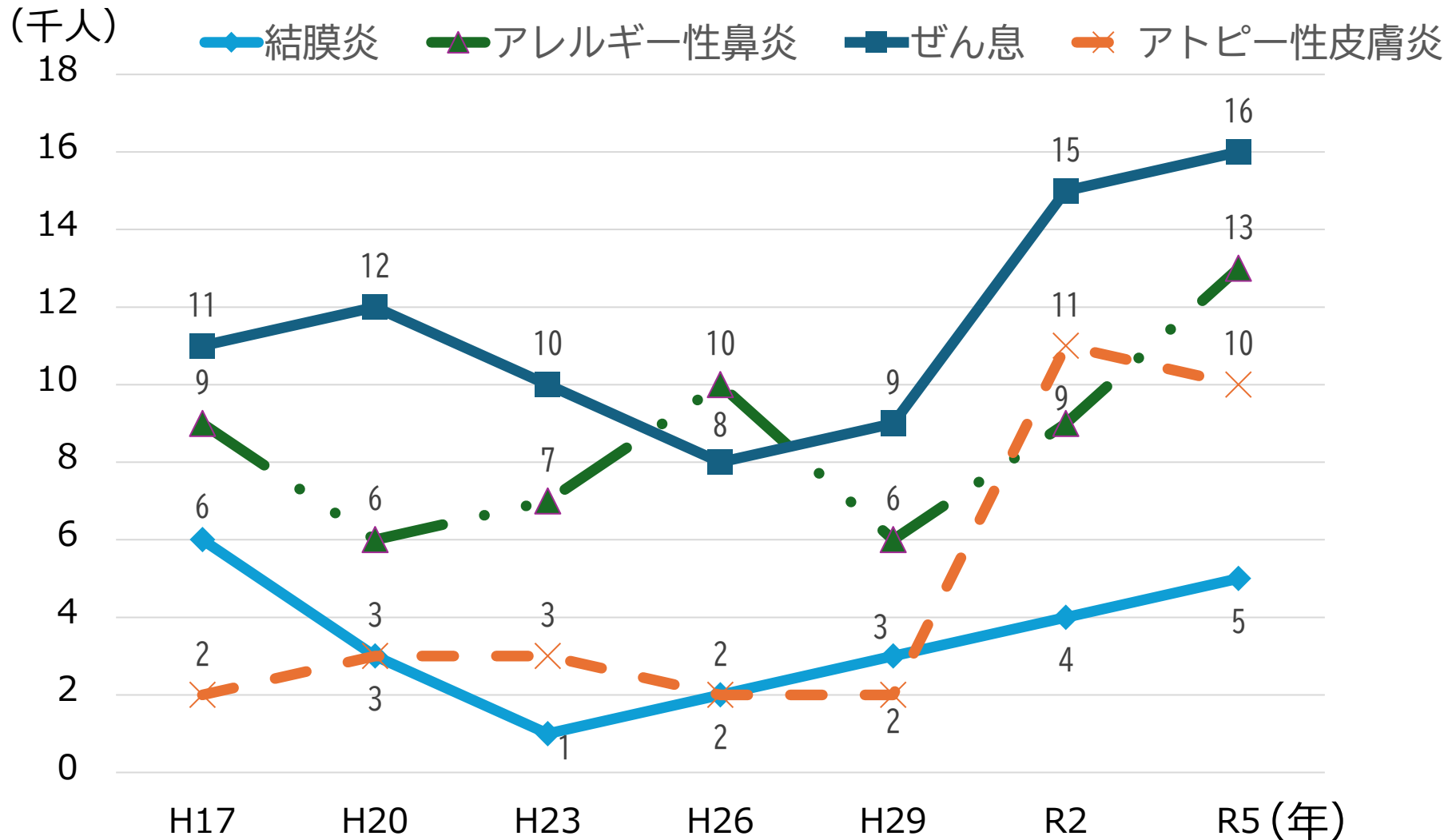


※結膜炎、喘息については、アレルギー性以外も含む

参考：厚生労働省政策統括官「令和5年患者調査傷病分類編（傷病別年次推移表）」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/10syobyu/dl/r05syobyu.pdf>（閲覧日2025年6月11日）

愛媛県アレルギー疾患総患者数の年次推移



8

県内圏域別アレルギー専門医数 (R8. 4. 30現在)

※ホームページに掲載されている医師のみ集計

領域 圏域	内科	小児科	耳鼻咽喉科	皮膚科	眼科	その他	総数
宇摩	0	0	0	0	0	0	0
新居浜・西条	2	1	1	0	0	0	4
今治	1	1	0	1	0	0	3
松山	7	11	0	2	0	0	20
八幡浜・大洲	2	1	0	0	0	0	3
宇和島	0	1	0	0	0	0	1
計	12	15	1	3	0	0	31

議事2

「愛媛県アレルギー疾患 医療拠点病院の取組み」

愛媛大学大学院医学系研究科
消化器・内分泌・代謝内科学
教授 日浅 陽一

令和7年度アレルギー疾患医療拠点病院委託事業実施内容

事業名	事業内容	実施期間	実施場所
医療拠点病院委託事業	○普及・啓発事業 (1) アレルギー疾患医療拠点病院のホームページの更新、内容の充実	令和7年4月 ～令和8年3月	https://www.m.ehime-u.ac.jp/hospital/allergy/
	(2) 県民公開講座の開催 ＜開催内容＞ 知って防ごう！もしもの時のアナフィラキシー～みんなで守る命のために～ ＜演目及び講師＞ 1. 「その時どうする？アナフィラキシーから命を守る」愛媛大学大学院医学系研究科 救急航空医療学講座 竹澤 光明 2. 「子どもに多いアナフィラキシーの対処法と注意点」同 小児科学講座 西村 幸士 3. 「アレルギーと消化器」愛媛大学医学部附属病院 第三内科 吉田 理 4. 「アレルギーとリウマチ・膠原病」同 第一内科 松本 卓也 ＜参加者＞78名	令和8年3月7日	いよてつ高島屋9階ローズホール
	○関係団体への支援事業 (1) 愛媛県小児吸入療法研究会への支援		
	①研修会の開催	令和7年9月19日	Web 開催
	②インストラクターへの研修支援	令和7年8月3日 令和7年10月13日 令和7年10月19日	松山市民病院 市立八幡浜総合病院 県立新居浜病院
	○人材育成事業 (1) アレルギー関連研修会等への参加	令和7年7月6日 令和7年8月9日～10日 令和7年10月4日～5日	徳島県 福岡県 大阪府
	(2) 専門職向け研修会	令和8年2月7日(土)	TKP 松山市駅前カンファレンスセンター4C 会議室
	(3) ハンズオンセミナー	令和7年9月23日(火)	愛媛大学小児科

令和8年度行事予定

年	月	行事名	主催
2026年	4月		
	5月	世界喘息デー ライトアップ	
	6月		
	7月	ブラッシュアップWEB研修会(7～8月頃)	愛媛小児吸入療法研究会
	8月	吸入指導インストラクター養成講習(8～10月頃)	愛媛小児吸入療法研究会
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
2027年	1月		
	2月	県民公開講座(候補日:2/13or3/13)	
	3月		
その他		トレーナー養成研修	愛媛小児吸入療法研究会

(参考:令和7年度実績)

年	月	行事名	主催
2025年	4月		
	5月	6日～7日世界喘息デー ライトアップ	当院小児科
	6月		
	7月		
	8月	3日 吸入指導インストラクター養成講習@松山市民病院 24日 愛媛こどもの食物アレルギーシンポジウム	愛媛小児吸入療法研究会 愛媛県医師会、愛媛県小児科医会
	9月	19日 ブラッシュアップWEB研修 23日 愛媛小児アレルギーハンズオンセミナー@医学部本館5階セミナー室	愛媛小児吸入療法研究会 当院小児科
	10月	13日 吸入指導インストラクター養成講習@市立八幡浜総合病院	愛媛小児吸入療法研究会
	11月	19日 吸入指導インストラクター養成講習@県立新居浜病院	愛媛小児吸入療法研究会
	12月		
2026年	1月		
	2月	7日 愛媛県専門職アレルギー研修会@TKP松山市駅前カンファレンスセンター	当院第三内科
	3月	7日 県民公開講座@いよてつ高島屋9階ローズホール	当院救急航空医療学講座、小児科、第三内科、第一内科
その他			



知って防ごう！ もしもの時の アナフィラキシー

～ みんなで守る命のために ～

令和8年 **3/7** **土** 14:30～16:30 (開場は14:00～)
いよてつ高島屋 9階 ローズホール

プログラム

① その時どうする？ アナフィラキシーから命を守る

竹澤 光明 愛媛大学大学院医学系研究科 救急航空医療学講座 助教

② 子どもに多いアナフィラキシーの対処法と注意点

西村 幸士 愛媛大学大学院医学系研究科 小児科学講座 助教

③ アレルギーと消化器

吉田 理 愛媛大学医学部附属病院 第三内科 講師

④ アレルギーとリウマチ・膠原病

松本 卓也 愛媛大学医学部附属病院 第一内科 助教



●定 員 140名

●申込方法 下記URLまたは右の二次元コードからお申し込みください。

<https://forms.office.com/r/q96jhzNzTg>

※電話での受付も可能です ☎ 089-960-5943

●お問い合わせ 愛媛大学医学部総務課総務・広報チーム



参加無料

議事3 愛媛県小児科医会の取組みと連携

くす小児科 院長 久寿正人

○愛媛県小児科医会アレルギー疾患対策委員会

委員長：小泉宗光 副委員長：西村幸士

委員：浅見経之・大平純也・岡本典子・吉田 安友子・高橋研斗

アドバイザー：久寿正人・楠目和代・有田孝司・福岡圭介・小谷信行

成人食物アレルギー・気管支喘息患者での皮膚科・内科との連携

令和8年度活動例

- 1) 第 18 回 愛媛子どものアレルギーシンポジウム 8月23日(日)宇和島市開催
- 2) 第 31 回愛媛小児アレルギー懇話会(当会共催)
- 3) 第 21 回愛媛小児吸入療法研究会(当会共催) 内科・薬剤師会との連携
- 4) 学校生活管理指導表・食物除去連絡票の改定作業
愛媛県教育委員会・松山市教育委員会との連携
- 5) 第74回日本アレルギー学会学術大会 2026年10月15日(金)～京都国際会館
食物アレルギーのバイオマーカー(好塩基球活性化試験)に関する演題

松山市教育委員会との意見交換

松山市医科歯科学校医会 教職員の先生方へのお知らせ(2026年6月)と
学校生活管理指導表(食物アレルギー)提出に関するお願いと
アドレナリン点鼻液(新規アナフィラキシー補助治療剤)について

その後の松山市教育委員会からのご連絡 (2026年7月)

松山市学校給食食物アレルギー対策委員会

愛媛県アレルギー疾患医療連絡協議会

くす小児科 久寿正人

食物アレルギー児の主治医からお願いしたいこと (松山小児科会からのお願い)

ピーナッツ・ナッツ類の食物アレルギーを持つ児童・生徒に関して、学校給食でピーナッツ・ナッツ類が提供されない場合においても、学校生活管理指導表提出と、引き続き定期受診をおすすめ下さい。

アナフィラキシーの際に使用する、筋肉注射を必要とするエピペンと同じ薬剤であるアドレナリンを含み効果が同等である、ネフイー点鼻液（新規アナフィラキシー補助治療剤）を紹介します。

予防教育：現状の課題と解決策

一®点鼻液（新しい治療デバイス）の使用簡便性と携帯性



噴霧器サイズ

【61（縦）×42.5（横）×20（厚さ）mm】



その後の松山市教育委員会からのご連絡

ピーナッツ・ナッツ類の食物アレルギーを持つ児童・生徒で、学校給食でピーナッツ・ナッツ類が提供されない場合においては、令和6年以降情報収集は現行の担任による保険調査が基本だが、今回の松山小児科会からのお願いを受けて、**令和8年12月以降、重篤な即時型アレルギーを呈する児童生徒については、保護者に学校生活管理指導表（食物アレルギー）の提出と、病院の定期受診をすすめる方針とご連絡いただいた。**

また現行の学校生活管理指導表・除去食連絡票に記載されている「**誤食時に可能性のある即時型アレルギー症状**」と「**摂取可能または除去すべき食品の情報**」は学校側が緊急対応を検討するために、引き続き連絡を希望する情報であると確認した。

現行の学校生活管理指導表・除去食連絡票に記載されている情報とは 1 ページ目中段の表「誤食時に可能性のある即時型アレルギー症状」 2 ページ目に相当する「摂取可能または除去すべき食品の情報」

アレルギー除去食に関する連絡書(主治医意見書) - 愛媛版 2016

患者名: ○○ ○○|さん

令和 6 年 1 月 29 日記入

+

名前: ○○ ○○さん () 令和○年 ○月○○日生
 診断名: 1 食物アレルギー 2 3
 本児は診察、検査の結果、以下の食物について除去が必要と考えられます。

1. 除去が必要な食品名、および調理と食事の際の注意点は以下の通りです。
- ☐ 鶏卵 ☐ 牛乳 ☐ 小麦 ☐ 大豆 ☐ ピーナッツ ☐ ナッツ類 ☐ ゴマ
☐ 甲殻類・軟体類 ☐ 魚 ☐ 肉 ☐ 果物 ☐ 魚卵 ☐ 山芋 ☐ ソバ ☐
- *詳細は2頁目の除去食物指導表を参照してください。

微量のアレルゲン混入を防ぐため専用の調理器具の使用が ☐ 必要 ☐ 一般の対応で可
 誤食を防ぐため充分な観察と注意の中で食べさせることが ☐ 必要 ☐ 一般の対応で可
 定期的内服薬の有無 ☐ 有 () ☐ 無

2. 食物アレルギーと診断した方法は次の通りです。
- ☐ 問診・視診、☐ 食物日誌、☐ 食物除去・負荷試験の反応、☐ 皮膚テスト、
☐ 血液検査 (IgE, RAST, HRT 等)、☐ その他:

3. 摂取した場合に出現する可能性のある症状は次の通りです。

食品名	1	2	3	4	5	6	7	8	
☐ 鶏卵	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐ 未摂取 ☐ その他 ()
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐ 未摂取 ☐ その他 ()
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐ 未摂取 ☐ その他 ()
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐ 未摂取 ☐ その他 ()
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐ 未摂取 ☐ その他 ()

出現しうる症状 1 ショック 2 咳き込み・呼吸困難 3 嘔吐・腹痛 4 全身尋麻疹
 5 赤み・かゆみ 6 下痢 7 口腔内症状 8 湿疹の悪化

4. 原因食品摂取時には、保護者に至急連絡し指示を受けて下さい。
- ☐ 緊急の場合には以下の対応が必要です ☐ 緊急の対応が必要となる可能性は少ない
☐ 内服薬 ()
☐ 医療機関連絡・受診: ☐ 当院 ☐ 救急病院 ☐ その他 ()
☐ 自己注射 (エピペン 0.15mg・0.3mg)

*緊急の事態に保護者に連絡がとれない場合、園・学校から主治医に連絡し指示を
 受けることに保護者が同意を ☐ している ☐ していない ☐ 不明

5. 本連絡書(意見書)の内容については、下記の期間において再評価が必要です。
- ☐ 1ヶ月後 ☐ 3ヶ月後 ☐ 6ヶ月後 ☐ 1年後 ☐ () 年後

6. その他の連絡事項

令和 6 年 1 月 29 日
 住 所: 松山市西長戸町 274-2
 医療機関: 医療法人 ぐす小児科
 電話番号: 089-911-0550
 医 師: 久 寿 正 人 印

除去食品指導表

食物アレルギーのため除去の必要な食品は、☐ にチェックを入れます。

鶏卵アレルギー	牛乳アレルギー
☐ 生卵・生メレンゲを使ったお菓子 ☐ 生卵入りの生クリーム・アイスクリームなど ☐ 半熟卵を含む料理や菓子 ☐ 親子どんぶり・かき玉汁・卵とじ ☐ カスタードクリーム・マヨネーズなど ☐ 加熱卵白を相当量含む料理や菓子 ☐ 卵焼き・茶碗蒸し・ゆで卵・薄焼き卵 ☐ プリン・カステラ・ケーキ・菓子パンなど ☐ 加熱卵白を中等量含む菓子 ☐ ドーナツ・卵ボーロ・クッキー・ビスケット ☐ つなぎに卵白を少量含む製品 ☐ 練り製品・ハム・ソーセージ・ベーコン ☐ 加熱した卵を微量含む ☐ 食パン・天ぷら粉・麺類など ☐ 固ゆで卵の卵黄	☐ 牛乳・粉ミルク・フルーツ牛乳 ☐ 生の牛乳を用いた食品 ☐ アイスクリーム・生クリーム ☐ チーズ ☐ 加熱牛乳、ヨーグルト ☐ 牛乳を加熱して使った料理 ☐ フラン、ホワイトソース ☐ 乳酸菌飲料 ☐ 牛乳を含むパン・焼き菓子 ☐ パターのみを含むパン・焼き菓子 ☐ パター、マーガリンを使った料理 ※ 分かっている場合、 牛乳換算()mLまで ※ アレルギートラックを使用している場合、 ミルク名()

小麦アレルギー	大豆アレルギー
☐ 小麦粉を主体とした製品 ☐ うどん、スパゲッティ、パスタ類 ☐ 麺(ふ)、パン類 ☐ カレー・シチュなどのルー ☐ 肉・練り製品のつなぎ ☐ オートミール・麦茶 ☐ 小麦入り醤油、味噌など	☐ 豆乳 ☐ 大豆 ☐ きなこ ☐ 枝豆 ☐ おから ☐ 納豆 ☐ 豆腐 ☐ 大豆もやし ☐ 大豆入り味噌や醤油 ☐ 大豆油を使った料理や菓子

☐ ピーナッツ ☐ ナッツ全般 (☐ アーモンド ☐ グルミ ☐ カシューナッツ ☐)
☐ 甲殻類・軟体類 ☐ 全般 ☐ エビ ☐ カニ ☐ イカ ☐ タコ ☐ 貝類 ☐
☐ 魚 ☐ 全般 右の魚のみ不可 ☐ ☐
☐ 肉類 ☐ 鶏肉 ☐ 牛肉 ☐ 豚肉 ☐
☐ 果物 ☐ キウイ ☐ バナナ ☐ リンゴ ☐ モモ ☐
☐ 魚卵 ☐ 全般 (☐ イクラ ☐)
☐ その他 ☐ 山芋 ☐ ソバ ☐ ゴマ ☐

除去食連絡票に含まれる除去食品指導表の意義

- ・ 除去食連絡票（愛媛県医師会・愛媛県小児科医会作成）は、2006年作成時には柴田瑠美子先生に福岡県で使用中の書類を参考にさせていただき、2008年に海老澤元宏先生が学校生活管理指導表を作成された時期にもご指導をいただき、以後2016年まで改訂が続けられた。
- ・ 除去食連絡票に含まれる除去食品指導表には多くの卵牛乳料理・二次食品が記載されている。この部分は日本学校保健会作成の学校生活管理指導表には無いが、2017年および2026年の松山小児科会での改訂の協議において、一般小児科医（アレルギー専門医以外の学校医・主治医）の先生方から、食物アレルギーの児童生徒が現在摂取可能な食品の一覧表として引き続き同じ書式で継続するように要望をいただいている。
- ・ 日本の食物アレルギーの治療は、30年以上前から完全除去（一部回転食）その後可能な範囲で食べる必要最小限の除去が中心となり、20年ほど前から特に日本で軽症中等症の食物アレルギー児に対して卵牛乳小麦そのものを使用する経口免疫療法の研究が進み、近年は欧米諸国で進んでいる卵牛乳二次食品を使用した食事の進め方（Ladder）も報告されている。

除去食品指導表の摂取食品聞き取りへの応用

- 多くの愛媛県の小児科医、保育士、栄養士の先生方だけでなく、天理よろず相談所病院小児科 南部光彦先生 も2017年の論文で除去食品指導表は、食物アレルギー児の摂取可能食品を聞き取る問診票としても評価されている。
- 国立成育医療研究センター 福家辰樹先生は、「ハイリスク乳児では、家庭内で多く消費する食品について、不自然な完全除去を行うとかえって食物アレルギーになりやすい(特に卵・ピーナッツ)」と指摘されている。除去食品指導表は、患者以外の両親・兄弟の食品摂取状況の聞き取りにも有用である。

除去食品指導表の負荷試験への利用と好塩基球試験の有用性

- ・ 除去食品指導表を用いて例えば卵アレルギー症例は、2006年から「ゆで卵黄5g、卵ボーロ（卵白2g、270℃加熱4分）、ゆで卵白10gを使用した負荷試験」を実施してきた。2021年食物アレルギーガイドラインの3段階負荷試験（卵白1g～35g）との比較も有用である。
- ・ 食物負荷試験の結果を予測する目的で、2002年から日本で研究が進んだ好塩基球ヒスタミン遊離試験(HRT)を、2009年から欧米発祥で日本で改良した好塩基球活性化試験(BAT)を除去食品指導表の食品群を対象に測定した。未だ研究段階だが2016年食物アレルギーガイドラインにも掲載されており、今後の食物アレルギー診療に有用なバイオマーカーとして期待されている。
- ・ 愛媛県でご指導いただいた諸先生方のHRTとBATの評価を以下に示す。
伊藤節子先生が多数の症例で報告された、卵白・牛乳・小麦に関するHRTの有用性は海老澤元宏先生、長谷川俊史先生が評価されている。
国立三重病院長尾みずほ先生(国内のBAT研究の第一人者)は、ノンレスポonderの問題はあるが、BATの幅広い食品・薬物I型反応の測定能力を評価されている。
名古屋市立大学医学部大矢幸弘先生は、除去食療法・経口免疫療法に関わらず食物アレルギーの治癒後はHRT・BATは正常化すると述べられた。

議事 4

愛媛県アレルギー疾患医療連絡協議会 (愛媛県教育委員会保健体育課の取組)



令和 8 年 7 月 13 日 (月) 19 : 00 ~

愛媛県教育委員会事務局 管理部
保健体育課 教育指導グループ

1 養護教諭・栄養教諭等への指導

○養護教諭対象

愛媛県高等学校保健会研修会(高等学校)

愛媛県教育研究協議会養護教員部リーダー研修会(小・中学校)

愛媛県学校保健会養護部会研修会(小・中・高等学校)

愛媛県高等学校教育研究大会養護部会(高等学校)

○栄養教諭・調理員対象

学校給食にける危機管理研修(アレルギー対応含む)

衛生管理研修会(アレルギー対応含む)

「令和7年度健康教育研修会」

令和7年12月18日(木)愛媛県武道館

講演「学校給食における食物アレルギー対応の理解を深めるために」

講師 くす小児科 院長 久寿 正人先生

様々な研修の機会を通じて、
アレルギー疾患、アレルギー対応
について指導



2 市町教育委員会での研修

○伊予市教育委員会

「学校給食におけるアレルギー事故防止研修会」

日 時:令和7年6月30日(月)

場 所:伊予市役所

参加者:伊予市内小・中学校教職員(管理職・栄養教諭・養護教諭・給食主任)

伊予市教育委員会関係者(伊予市学校給食センター)等

内 容:食材の確認、管理について

アレルギー症状発症時の対応について

○西条市教育委員会

「アレルギー事故防止研修会」

日 時:令和7年10月27日(月)

場 所:西条市役所

参加者:西条市内小・中学校教職員(管理職・栄養教諭・養護教諭・給食主任)

内 容:学校給食における食物アレルギー事故防止に向けて
アレルギー疾患の緊急時の対応について



3 アレルギーに関する通知

各市町教育委員会
学校給食担当課長 様

7 教保第 231 号
令和 7 年 6 月 19 日

愛媛県教育委員会事務局
管理部保健体育課長

学校給食におけるアレルギー事故防止の徹底について（注意喚起）

今年度、県内の学校給食における食物アレルギー対応において、確認不足による誤食案件が連続して発生しています。中には健康被害が生じた事例もあり、対応を誤れば生命に関わる重大な問題となることから、再発防止に向けて、下記のとおり主な事案とその対応策をお示しします。参考にしていただき、貴管下の学校及び調理場の状況を確認の上、関係職員、調理委託会社等に対して適切な指導をお願いいたします。

なお、学校給食が原因の食物アレルギー事故が発生した際には、引き続き、学校等からの情報収集及び教育事務所への速やかな報告に努めていただきますようお願いいたします。報告様式については、令和 7 年 4 月 4 日付通知（7 教保第 16 号）の新様式を御使用ください。

記

【主な事案と対応策】

◆ 事案 1：誤納品による誤食（アレルギー表示の不一致）

発注した規格と異なる商品が納入され、それを使用したことで、アレルギーを含む給食が誤って提供された。納品書・検収表には、「アレルギーフリー」と記載されていたが、商品本体にはアレルギーの表示があった。納入業者の申告で発覚したが、体調不良や保護者からの相談があった際、「除去食だから問題ない」との思い込みにより、学校・調理場での対応が遅れた。

<対応策>

- ① 学校や保護者から連絡があった場合は、速やかに原因追及を行う。
- ② 納品された食材が発注内容と一致しているか、複数名で確認し、確実に検収を行う。
- ③ 納入業者に対し、指導を行う。（社内での情報共有体制、商品リニューアル時の連絡体制等）

◆ 事案 2：対応一覧表の記載漏れ

調理場で作成する対応一覧表に記載漏れがあり、アレルギー対応が必要な児童に対して除去食が提供されなかった。学校においては正しい一覧表が配布されていたが、確認が不十分で、的に原因食物を誤って摂取させてしまった。

<対応策>

- ① 一覧表作成時は、複数人でのチェック体制を構築する。
- ② 配送・受け取り時の確認を確実に実施し、記録に残す。
- ③ 学級での配膳における明確なマニュアルを設け、教職員間で共通認識を図る。

令和7年6月19日付 7教保第231号
「学校給食におけるアレルギー事故防止の注意徹底について（注意喚起）」

○主な事案と対応策

【事案1】誤納品による誤食

【事案2】対応一覧表の記載漏れ

【事案3】類似食材の誤使用による誤食

対応策を示し、定期的な研修やマニュアルの見直しを依頼

3 アレルギーに関する通知

8教保第71号
令和8年4月20日

各県立学校長 様

保健体育課長

学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネフィー®）の投与について

今般、文部科学省より別添（写）のとおり、学校等において児童生徒等がアナフィラキシーショックを起こし、生命が危険な状態等である場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等がアドレナリン点鼻液（ネフィー®）の投与を行うことについて、別紙1の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないことが示されました。

ついては、貴校教職員に対し、本通知の内容を周知するとともに、日頃からの準備として定期的な研修や訓練を行い、アナフィラキシーショック時において、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当（一次救命処置）、緊急連絡・救急要請など適切な対応を行うことができるよう御指導をお願いします。

なお、アドレナリン点鼻液を使用した場合には、アナフィラキシーショックを起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応を行うよう併せて御指導をお願いします。

【参考】

（アドレナリン点鼻液の使い方等）

- アルフレッサファーマ株式会社のホームページ
<https://www.neffy.net>

（こども家庭庁）

- 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/cc94d067/20240205_policies_hoiku_86.pdf

（公益財団法人日本学校保健会）

- 「学校におけるアレルギー疾患に対する取組ガイドライン（令和元年度改訂）」
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/226>

（担当）
保健体育課教育指導G 高岡
TEL 089-912-2981

令和8年4月20日付 8教保第71号
「学校等におけるアナフィラキシー
ショック時のアドレナリン点鼻液（ネ
フィー®）の投与について」

- 下記の「4つの条件」を満たすことで、
医師法違反とならない旨通知
- 当該児童等及び保護者が、ネフィー®
使用の際の留意事項等について事前
に医師から書面で指示を受けてい
ること
 - 当該児童等及び保護者が、学校等
に対して具体的に依頼していること
 - 教職員等は、留意事項に関する書面
の記載事項を遵守すること等に留意
すること
 - 使用後は、必ず医療機関を受診させ
ること

4 アレルギーに関するアンケートの実施

- ①調査期間 令和8年4月～6月
- ②調査対象 学校、給食センター、市町教育委員会
- ③調査内容
 - ・学校給食におけるアレルギー対応の数
 - ・学校のアレルギーに関する研修開催の有無
 - ・昨年度起こったヒヤリハット(給食関係) など

7月中旬頃結果がまとまる予定です。
関係者と結果を共有します。



5 愛媛県版学校生活管理指導表(標準様式)の作成

●愛媛県の標準様式を作成

⇒日本学校保健会作成の学校生活管理指導表+α

⇒標準様式は、愛媛県小児科医会のホームページ等からダウンロードできるようにする予定

○標準様式は、令和8年度告示、令和9年度使用開始を目指す。

※令和4年4月より、学校生活管理指導表は保険適用となっている。

⇒食物アレルギーのみ。



学校生活管理指導表（日本学校保健会作成）

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____（男・女） _____年 _____月 _____日生 _____年 _____組

提出日 _____年 _____月 _____日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者	
アナフィラキシー （あり・なし） 食物アレルギー （あり・なし）	Ⅲ 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	Ⅲ 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅳ 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要	【緊急時連絡先】 ★保護者 電話： _____ ★連絡医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____ 記載日 _____年 _____月 _____日 医師名 _____ 医療機関名 _____	提出日 _____年 _____月 _____日 記載日 _____年 _____月 _____日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 記載日 _____年 _____月 _____日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 記載日 _____年 _____月 _____日 医師名 _____ 医療機関名 _____	
	Ⅳ アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） _____ 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 _____ 5. 医薬品 _____ 6. その他 _____	Ⅳ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅴ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅵ 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 除外：卵黄カルシウム 牛乳：乳糖・乳糖成分カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 コマ：ゴマ油 果物：かつおだし・いりこだし・魚香 肉類：エキス			
	Ⅶ 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ（ ）内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 _____ 2. 牛乳・乳製品 _____ 3. 小麦 _____ 4. ソバ _____ 5. ビーナッツ _____ 6. 甲殻類 _____ 7. 木の果類 _____ 8. 果物類 _____ 9. 魚類 _____ 10. 肉類 _____ 11. その他1 _____ 12. その他2 _____	① 除去根拠 該当するものを（ ）内に記載 ② 明らかに症状の既往 ③ 食物経口負荷試験陽性 ④ IgE抗体検査結果陽性 ⑤ 木採取 （ ）に具体的な食品名を記載 （ ）すべて・エビ・カニ （ ）すべて・クルミ・カシュー・アーモンド			
	Ⅷ 緊急時に備えた処方箋 1. 抗アレルギー薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他 _____	Ⅷ その他の配慮・管理事項（自由記述）			
気管支ぜん息 （あり・なし）	病型・治療 Ⅲ 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 Ⅳ-1 長期管理薬（吸入） 1. ステロイド吸入薬 _____ 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 _____ 3. その他 _____ Ⅳ-2 長期管理薬（内服） 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 _____ 2. その他 _____ Ⅳ-3 長期管理薬（注射） 1. 生物学的製剤 _____ Ⅴ 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 _____ 2. ベータ刺激薬内服 _____	学校生活上の留意点 Ⅲ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅳ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅴ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅵ その他の配慮・管理事項（自由記述）	★保護者 電話： _____ ★連絡医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____ 記載日 _____年 _____月 _____日 医師名 _____ 医療機関名 _____	提出日 _____年 _____月 _____日 記載日 _____年 _____月 _____日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 記載日 _____年 _____月 _____日 医師名 _____ 医療機関名 _____	

知ってください!!

その香り

困っている人もいます

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。
自分にとって快適な香りでも、困っている人もいることをご理解ください。



香りの感じ方には個人差があります。

香り付き製品の使用に当たっては、**周囲の方にもご配慮下さい。**

なお、使用される場合は、使用量の目安なども参考に。